

令和2年第6回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和2年6月12日（金） 午前9時30分～午前11時00分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

1番：井川 輝征 2番：尾上 春樹 3番：宮本 和市 4番：藤井 雅史
5番：谷口 孝一 6番：塚本 壽 8番：田口 昭広 9番：寺本 真理子
10番：阪口 修一 11番：片山 幸弘

（欠席：1名）

7番：草野 義雄

○農地利用最適化推進委員

（出席：13名）

2番：牧 正徳 3番：中川 光春 4番：矢野 解光 5番：田口 宗一
6番：下崎 省一 7番：宮島 正文 8番：坂口 恵美子 9番：道園 浩二
10番：小崎 良一 11番：木川 保 13番：野田 和夫 14番：淵上 米作
15番：山田 和治

（欠席：2名）

1番：本郷 昭博 12番：一川 清

○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸 事務局次長：才保 親哉
係 長：川田 康幸 主 事：一本 光喜

○議 事

- 日程第 1 報告第13号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について
日程第 2 報告第14号 農地使用貸借権の合意解約の届出について
日程第 3 報告第15号 農地法施行規則第29条の規定による届出について
日程第 4 議案第21号 令和元年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動
の点検・評価について
日程第 5 議案第22号 令和2年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動
計画について
日程第 6 議案第23号 芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員の任命について
日程第 7 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第 8 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第 9 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第10 議案第27号 農用地利用集積計画の審議について
日程第11 議案第28号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
について（非農地判断）

発言者	要 旨
片山会長	皆さん、おはようございます。農繁期のお忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和2年第6回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 7番「草野」委員、1番「本郷」推進委員、12番「一川」推進委員の3名から、欠席報告があっております。 これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は1番「井川輝征」委員、2番「尾上春樹」委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第13号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の1ページをお願いします。 報告第13号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。 賃借権設定の部1番から5番まで、まとめて説明します。 配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。 耕作する作目は全て水稻で、設定期間は1番から3番までが新規設定の10年間、4番と5番については、新規設定の5年間です。 賃借料は備考欄のとおりです。 本案件は、4月の総会で審議した件で、熊本県農業公社が借り受けた農地が配分された案件です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第13号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第13号についてはこれで終わります。 次に、報告第14号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

一本主事	議案書の２ページをお願いします。 報告第１４号、農地使用貸借権の合意解約の届出について。 農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 １番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第１４号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） 質疑なしということですので、報告第１４号についてはこれで終わります。 次に、報告第１５号「農地法施行規則第２９条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の３ページをお願いします。 報告第１５号、農地法施行規則第２９条の規定による届出について。 農地法施行規則第２９条の規定による届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 １番、土地の詳細及び申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、農業用駐車場及び通路です。 転用目的が農業用施設であり、転用面積は１３４．１㎡で２００㎡未満であるため、農地法施行規則第２９条第１項の規定により、許可が不要な転用になります。 ピンク色総会資料の１ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「佐敷諏訪神社」の南側、約２００ｍの場所で、農業用駐車場及び通路を整備する計画です。 現地確認ですが、周囲に農地及び住宅が存在するが、日照・通風等に影響はなく、営農条件の支障はないと感じました。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 １番の案件を「８番の田口昭広」委員にお願いします。
田口委員	１０日に現地確認を行いました。畑・田んぼが周りにありますけれども、影響

	はないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「田口宗一」推進委員からお願いします。
田口推進委員	申請地周辺に野菜等を作っておられますが、他の田んぼには影響はないと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第 15 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 15 号についてはこれで終わります。 次に、議案第 21 号「令和元年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の 4 ページをお願いします。 議案第 21 号、令和元年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。 令和元年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、本会の議決を求めるものです。 これは、農業委員会等に関する法律第 37 条に基づき、農業委員会の農地利用最適化の推進状況及び活動の点検・評価等を審議し、公表するものです。 それでは、別紙 1「議案第 21 号」により説明します。 1 ページをお願いします。 I 「農業委員会の状況」 令和 2 年 3 月 31 日現在の芦北町の農業の概要及び農業委員会の現在の体制について、記載しています。 2 ページをお願いします。 II 「担い手への農地の利用集積・集約化」 1. 現状及び課題 これは、平成 31 年 3 月現在の農地の集積状況になります。 管内の農地面積 1,520ha に対して、担い手への集積面積 315ha で、集積率は 20.7% です。担い手というのは、認定農業者・認定農業者に準ずるもの・新規認定就農者になります。課題については、高齢化等による担い手不足が主な課題と考えます。 2. 令和元年度の目標及び実績 330ha の集積目標に対して、実績は 316ha で、目標達成はできませんでしたが、新規に 9.1ha 集積しています。 3. 目標の達成に向けた活動

主な活動実績としては、丸山地区において「人・農地プラン」の話し合いやアンケート調査を行いました。

4. 目標及び活動に対する評価

目標達成はできなかったが、今後も引き続き、優良農地の情報把握及び情報提供を行い、農地利用の最適化推進活動を行うこととしています。

3 ページをお願いします。

Ⅲ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」

1. 現状及び課題

平成28年度から平成30年度までの新規参入の状況になります。

2. 令和元年度の目標及び実績

2経営体の新規参入がありましたが、目標達成とはなりませんでした。

3. 目標の達成に向けた活動

主な活動実績としては、新規就農予定者に対して、農地情報の提供及び各種事業の紹介等を行いました。

4. 目標及び活動に対する評価

優良農地等の紹介を引き続き行い、新規就農者の支援を行う。また、集落座談会等を実施し、新規就農者及び後継者の育成を推進することとしています。

4 ページをお願いします。

Ⅳ「遊休農地に関する措置に関する評価」

1. 現状及び課題

平成30年12月現在の遊休農地状況になります。管内の農地面積1,704haに対して、遊休農地面積が144haで、割合は8.5%です。

遊休農地面積については、農地に復元できるA分類の遊休農地になります。この実績結果ですが、皆様方に調査していただいている利用状況調査を基に、数値を出しております。

課題については、耕作放棄地は人的要因と地理的要因が大きな課題と考えられます。

2. 令和元年度の目標及び実績

解消目標12haに対して、解消実績は0haでした。理由としては、耕作放棄地解消事業を行い、約0.5haの解消が実際されておりますが、遊休農地が解消面積以上に増加したため、解消実績は0haということです。

3. 2の目標の達成に向けた活動

主な活動実績として、農地利用状況調査及び意向調査により、農地の状況把握を行いました。また、耕作放棄地解消事業の推進を行い、0.5haの解消

につながっています。

4. 目標及び活動に対する評価

今後も引き続き、耕作放棄地解消事業の推進を行い、耕作放棄地の解消に努めることとします。

5 ページをお願いします。

V 「違反転用への適正な対応」

1. 現状及び課題

これは、平成31年3月現在の違反転用状況になります。

違反転用面積は0.4haです。違反転用箇所は全て、田川地区の植林になります。

2. 令和元年度実績

増減は無く、0.4haです。

3. 活動計画・実績及び評価

主な活動実績としては、違反転用者に対して、指導等を行ったが、是正の意向はありませんでした。今後も引き続き、県と連携しながら、農地の現状回復を図るよう指導することとしています。

6 ページをお願いします。

VI 「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」

1. 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数は30件、うち許可30件、不許可0件でした。

2. 農地転用に関する事務

1年間の処理件数は33件でした。

7 ページをお願いします。

3. 農地所有適格法人からの報告への対応

管内の農地所有適格法人は8法人で、報告数も8法人です。

4. 情報の提供等

記載のとおり、情報提供を行っています。

8 ページをお願いします。

VII 「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」

記載のとおり、要望・意見に対して対処しています。

VIII 「事務の実施状況の公表等」

総会の議事録については、芦北町のホームページで公表しています。

	なお、今、説明している「令和元年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」もホームページで公表いたします。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 2 1 号について、質疑ありませんか。 … 6 番、塚本委員。
塚本委員	農業委員会活動の点検・評価ということで報告していただきましたが、これを実際行う時に、現地の人たちと直接話をしないといけないので、委員の皆さんは普段勤めていらっしゃることもあり、日曜日・休日や平日の夜間に多くなりがちです。昼間に個別で行うなら良いのですが、夜間とか休日にする際に、事務局の対応としてはどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。
川田係長	事務局の考えとしては、できれば平日の昼・夜間の方が望ましいですが、土日でしかできないのであれば、事務局も対応するつもりです。
塚本委員	わかりました。
片山会長	他にございませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第 2 1 号について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、議案第 2 1 号については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 2 2 号「令和 2 年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 2 2 号、令和 2 年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画について。 令和 2 年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画について、本会の議決を求めるものです。これは、農業委員会等に関する法律第 3 7 条に基づき、農業委員会の農地利用最適化の推進状況・活動計画を審議し、公表するものです。 それでは、別紙 2 「議案第 2 2 号」により、説明します。

1 ページをお願いします。

I 「農業委員会の状況」

令和2年3月31日現在の芦北町の農業の概要及び農業委員会の体制について、記載しております。

2 ページをお願いします。

II 「担い手への農地の利用集積・集約化」

1. 現状及び課題

令和2年3月現在の集積状況になります。

担い手への集積面積は1,520haで集積率は20.8%です。

課題ですが、「高齢化による担い手不足のため、新たな担い手の育成・確保」が大きな課題であると考えます。

2. 令和2年度の目標及び活動計画

担い手への目標ですが、新規集積面積を332haと設定しています。この数値の考え方ですが、令和5年度までに管内農地面積の25%を担い手へ集積することを目標に、単年度目標を積算しています。これは、国の目標設定及び本町の現状を踏まえ、設定しました。

活動計画ですが、担い手へ積極的な農地あっせんを行い、関係機関と連携を図りながら、農地集積・集約化を推進するとしています。

III 「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」

1. 現状及び課題

平成29年度から令和元年度の新規就農者数になります。

2. 令和2年度の目標及び活動計画

令和2年度の目標は3経営体、3haと設定しました。活動計画は例年のとおり、関係機関と連携しながら、推進することとしています。

3 ページをお願いします。

IV 「遊休農地に関する措置」

1. 現状及び課題

令和元年度12月現在の遊休農地状況となります。

2. 令和2年度の目標及び活動計画

遊休農地の解消目標ですが、19haと設定しています。この数値の考え方ですが、遊休農地面積を令和5年度までに、管内農地面積の5%にするという目標を基本に、単年度目標を積算しています。これは、国の目標設定及び本町の現状を踏まえ、設定しております。

活動計画ですが、引き続き耕作放棄地解消事業の推進を行い、遊休農地の解

	消に努めるとしています。 V「違反転用への適正な対応」 1. 現状及び課題 令和2年3月現在の違反転用の状況になります。 2. 令和2年度の活動計画 活動計画は、農地利用状況調査時に町内全域の違反転用調査を行うとしております。また、現在確認している違反転用者に対しては、県と引き続き連携しながら、指導を行うこととしています。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第22号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第22号について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、議案第22号については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第23号「芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員の任命について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の6ページをお願いします。 議案第23号、芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の任命について。 芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会要綱第3条の規定により、芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員の任命について、本会の議決を求めるものです。 片山幸弘、芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員を任命する。 塚本壽、芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員を任命する。 井川輝征、芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員を任命する。 宮本和市、芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員を任命する。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 これにつきましては、各地区から代表者を出しまして、農地利用最適化推進委

	員候補者の評価委員を任命するということです。 議案第２３号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第２３号について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、議案第２３号については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第２４号「農地法第３条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の７ページをお願いします。 議案第２４号、農地法第３条の規定による許可申請書審議について。 農地法第３条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部１番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 譲渡人事由ですが、割賦売買契約に基づき、譲受人へ売り渡す。 譲受人事由ですが、割賦売買契約に基づき、譲渡人から買い受ける。となっています。 ピンク色総会資料の２ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「肥薩おれんじ鉄道湯浦駅」の北側、約８００mの湯治山樹園地の場所になります。 次の３ページに拡大図を載せています。湯治山ため池の北西側の場所で、右側にある２筆は議案第２４号－２、２４号－３の案件になりますので、後で説明いたします。 現地確認では、申請地①及び②、③、⑥はミカンが作付けされており、買い受けて後も引き続き、ミカンを作付けする計画で、申請地④及び⑤については、造成し、同じくミカンを作付けする計画ということでした。 黄色調査書の１ページをお願いします。 契約の種類は売買になります。申請理由ですが、譲渡人は割賦売買契約に基づき、譲受人へ売り渡すということです。譲受人は割賦売買契約に基づき、譲渡人から買い受けるということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、労力不足で耕作管理が困難なため、売り渡す。

譲受人事由ですが、近隣一帯で柑橘栽培を行っており、耕作に適しているため、買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は先ほど説明しました「議案第24号-1の案件」の東側になります。

現地確認では、申請地はデコポンが作付けしており、買い受け後も引き続き、耕作管理するということでした。

黄色調査書の2ページをお願いします。

契約の種類は売買になります。申請理由ですが、譲渡人は労力不足により、耕作管理が困難であるため、譲受人へ売り渡すということです。譲受人は近隣一帯で柑橘栽培を行っており、耕作に適しているため、買い受けるということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

なお、譲受人は先ほど説明しました、2番の案件と同じ方になります。

譲渡人事由ですが、県外に居住しており、耕作管理が困難なため、売り渡す。

譲受人事由ですが、近隣一帯で柑橘栽培を行っており、耕作に適しているため、買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「議案第24号-1と2番の案件」の東側になります。

現地確認では、2番の案件と同じく、デコポンが作付けしており、買い受け後もデコポンを作付けし、適正に管理するとのことでした。

黄色調査書の3ページをお願いします。

契約の種類は売買になります。申請理由ですが、譲渡人は県外に居住しており、

耕作管理が困難なため、売り渡すということです。譲受人は、近隣一帯で柑橘栽培を行っており、耕作に適しているため、買い受けるということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書の 8 ページをお願いします。

4 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、労力不足で耕作管理が困難なため、売り渡す。

譲受人事由ですが、近隣に自己所有地を所有しており、耕作に適しているため、買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の 6 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「ロッキー芦北店」の西側、約 3 0 0 m の場所になります。

現地確認では現在、作付け等はされていませんが、適正に管理されており、買い受け後は野菜を作付けし、耕作管理するとのことでした。

黄色調査書の 4 ページをお願いします。

契約の種類は売買になります。申請理由ですが、譲渡人は、労力不足で耕作管理が困難なため、売り渡すということです。譲受人は、近隣に自己所有地を所有しており、耕作に適しているため、買い受けるということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

5 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、労力不足で耕作管理が困難なため、売り渡す。

譲受人事由ですが、近隣に自己所有地を所有しており、耕作に適しているため、買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の 7 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「ロッキー芦北店」の西側、約 2 3 0 m の場所になります。

現地確認では、申請地は適正に管理されており、買い受け後は、季節野菜を作付けし、耕作管理する計画です。

黄色調査書の５ページをお願いします。

契約の種類は売買になります。申請理由ですが、譲渡人は労力不足で耕作管理が困難なため、売り渡すということです。譲受人は近隣に自己所有地を所有しており、耕作に適しているため、買い受けるということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

６番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、労力不足で耕作管理が困難なため、売り渡す。

譲受人事由ですが、近隣に経営している法人の作業場があり、耕作に適しているため、買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の８ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「マルショク芦北店」の南東側、約７００mの場所になります。

現地確認では、申請地は現在、耕作放棄地でしたが、買い受け後は、梅や柿、野菜等を作付けし、適正に管理するとのことでした。

黄色調査書の６ページをお願いします。

契約の種類は売買になります。申請理由ですが、譲渡人は労力不足で耕作管理が困難なため、売り渡すということです。譲受人は近隣に経営している法人の作業場があり、耕作に適しているため、買い受けるということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

７番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、高齢のため、後継者へ贈与する。

譲受人事由ですが、贈与を受け、耕作管理する。となっています。

ピンク色総会資料の９ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「内野小学校前バス停」周辺の７筆と次の１０ページ「内野小学校」の西側、約１５０mの２筆になります。

	現地確認では、申請地①及び②は野菜が作付けしてあり、③～⑤は作付けしていないが、草刈り等、適正に管理されていました。また、⑥～⑨については、水稻を作付けしており、引き続き耕作管理するとのことでした。 黄色調査書の 7 ページをお願いします。 契約の種類は贈与になります。申請理由ですが、譲渡人は高齢のため、後継者へ贈与するということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番から 5 番までの案件を「4 番の藤井」委員をお願いします。
藤井委員	何ら問題ないと思います。事務局の説明どおりですので、よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「道園」推進委員からお願いします。
道園推進委員	事務局の説明のとおりです。特にこの湯治山は、ミカンの生産者が非常に多いところですので、今回、造成している箇所を見ましたが、素晴らしい果樹園になるのではないかと思います。4～5年後には、ミカンが成っているところを見に来たいと思っています。期待しておりますので、よろしくお願いします。
片山会長	6 番の案件を「8 番の田口昭広」委員をお願いします。
田口委員	問題ないと思います。遊休農地みたいなものでしたので、良かったのではないかと考えております。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「田口宗一」推進委員からお願いします。
田口推進委員	山に囲まれておりますが、また耕作していただけるということなので、よろしくお願いします。
片山会長	7 番の案件を「1 番の井川」委員をお願いします。
井川委員	先ほど、事務局から説明のあったとおり、後継者に譲るということでございますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「坂口」推進委員からお願いします。
坂口推進委員	井川委員の言われたとおりです。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 24 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。

	お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 5 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 6 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、6 番については、原案のとおり決定しました。 7 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、7 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 25 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の 9 ページをお願いします。 議案第 25 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 4 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 1 番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は就労支援センターです。 ピンク色総会資料の 11 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「肥薩おれんじ鉄道佐敷駅」の東側、約 118 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地の北側に農地が存在するが、日照・通風等に影響が無いよう整備する計画であることから、周辺農地への影響はないと感じました。

ピンク色総会資料の１２ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。

排水計画については当初、合併浄化槽を設置し、東側の用排水路に排水する計画でしたが、１０日の現地確認の際に協議を行った結果、右側の町道の下に整備してある農業集落排水へ接続し、排水する計画になりました。

ピンク色総会資料の１３ページをお願いします。農地区分図ですが、申請地は「肥薩おれんじ鉄道佐敷駅」から約１１８ｍの距離に位置しており、駅から３００ｍ以内に位置しているので、第３種農地に該当します。

黄色調査書の８ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は第３種農地に該当します。

第３種農地は、転用可能な農地に分類されます。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請者は、障害者支援事業を行っている社会福祉法人で、障害者支援施設の利用者や地域の人たちで栽培したハーブ及び花苗等の加工をするため、就労支援センターを建築する計画」です。代替性については、申請地は第３種農地であるため、代替の可能性の検討は必要ありません。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

２番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は資材置場です。本案件は、追認案件で始末書が添付されています。

ピンク色総会資料の１４ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「肥薩おれんじ鉄道湯浦駅」の南側、約３００ｍの場所になります。

現地確認ですが、申請地は４０年ほど前から既に資材置場として利用されており、未登記であったため、今回の申請になったそうです。周囲に農地は存在せず、日照・通風等に影響はないため、周辺農地への営農条件の支障はないと感じました。

ピンク色総会資料の１５ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。事業計画は記載のとおりです。

排水は雨水のみで、自然透水になります。

ピンク色総会資料の１６ページをお願いします。農地区分図ですが、申請地は「肥薩おれんじ鉄道湯浦駅」から約３００ｍの距離に位置しているので、第３種

農地に該当します。

黄色調査書の 9 ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は第 3 種農地に該当します。

第 3 種農地は、転用可能な農地に分類されます。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請人は、建設業を経営しており、建設業で使用する石材類の資材置場が不足するため、40 年ほど前から資材置場として利用していましたが、転用申請及び地目変更登記を怠っていたため、今回申請するものです。また、通路に面し、利便性の良いことから、本申請地を資材置場として選定」しております。

代替性については、申請地は第 3 種農地であるため、代替の可能性の検討は必要ありません。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済みであること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

3 番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は植林です。本案件は、追認案件で始末書が添付されています。

ピンク色総会資料の 17 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「賀倉公民館」の西側、約 160 m の場所になります。

現地確認ですが、申請地は 15 年ほど前に植林されており、未登記であったため、今回の申請になったとのこと。また、周囲は山林化しており、影響はないと感じました。

ピンク色総会資料の 18 ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。事業計画は記載のとおりです。

排水は雨水のみで、自然透水になります。

ピンク色総会資料の 19 ページをお願いします。農地の広がり、斜線部分の 0.2 ha です。

黄色調査書の 10 ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり、10 ha 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請地は、周囲を山林に囲まれており、耕作条件が悪かったため、15 年ほど前に申請者の母（故人）が杉を植林したが、転用申請及び地目変更登記を怠っていたため、今回申請するもの」で

	す。 代替性については、転用目的が耕作条件の悪いため植林であるため、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済みであること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を「8 番の田口昭広」委員にお願いします。
田口委員	この件につきましては、事務局から詳しく説明していただきました。変更点は、浄化槽と基盤等についてでしたが、事務局と私と田口推進委員で協議して、こうした方がよいのではないかと申し上げて、了承していただき、変更することになりました。これで、大丈夫だと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「田口宗一」推進委員からお願いします。
田口推進委員	隣にも芦北町のコミュニティセンターがだんだん出来てきております。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	2 番の案件を「4 番の藤井」委員にお願いします。
藤井委員	事務局の説明どおりで、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「道園」推進委員からお願いします。
道園推進委員	事務局と藤井委員の説明どおりです。ここは、非常に通行量の多い所ですけれども、以前から見通しの悪くなるような置き方はされておきませんので、よろしくお願いします。
片山会長	3 番の案件を「5 番の谷口」委員にお願いします。
谷口委員	農地法上は、事務局の説明したとおりです。事務局と坂口推進委員と現場に行きました。実際の話は、ピンク色総会資料の 17 ページを見てもらいますと、申請地周辺に宅地がありますが、ここが買い受けをされており、畑から山林にしてから登記をしたいということで、今回、農業委員会に諮ったとのことですので、よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「坂口」推進委員からお願いします。
坂口推進委員	谷口委員が言われたとおりですので、よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 25 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)

	それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 2 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の 1 0 ページをお願いします。 議案第 2 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は宅地拡張です。本案件は、追認案件で始末書が添付されています。 ピンク色総会資料の 2 0 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「湯浦小学校」の南西側、約 3 0 0 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地は 3 0 年ほど前から既に宅地拡張を行っており、転用申請していなかったため、今回の申請になったそうです。 ピンク色総会資料の 2 1 ページをお願いします。 配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで、自然透水になります。 ピンク色総会資料の 2 2 ページをお願いします。農地の広がり、斜線部分の 0. 5 h a です。 黄色調査書の 1 1 ページをお願いします。 ● 契約の種類は贈与です。 ● 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり、1 0 h a 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。 ● 申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、自宅への進入口が無かったため、3 0 年ほど前に、親戚である譲渡人の父が所有している土地を進入口

及び農業用倉庫として利用しており、所有権移転を伴う転用申請及び地目変更登記を怠っていたため、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

- 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済みであること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は個人住宅です。

ピンク色総会資料の23ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「芦北町役場田浦支所」の北側、約220mの場所になります。

現地確認ですが、申請地の北側に農地は存在しますが、日照・通風等に影響がないと思われるため、転用しても問題ないと感じました。

ピンク色総会資料の24ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。

事業計画は記載のとおりとなりますが、この全体のうち、太線で囲んでいる部分が今回の転用申請になります。排水は合併浄化槽を設置し、東側の既存水路へ排水する計画です。

ピンク色総会資料の25ページをお願いします。農地区分図ですが、申請地は「芦北町役場田浦支所」から約220mの距離に位置しており、役場から300m以内に位置しているので、第3種農地に該当します。

黄色調査書の12ページをお願いします。

- 契約の種類は贈与です。

- 立地基準ですが、農地区分は第3種農地に該当します。

第3種農地は原則、転用可能な農地に分類されます。

- 申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は現在、町営住宅に住んでいるが、子どもが成長したことから、譲渡人である祖母から申請地、父から申請地隣接の宅地を無償で譲り受け、新たに個人住宅を建築する計画」です。

代替性については、申請地は第3種農地であるため、代替の可能性の検討は必要ありません。

- 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に

	問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を「4 番の藤井」委員にお願いします。
藤井委員	事務局から説明のあったとおりで、以前からこういう地形だったということで、始末書も添付されております。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「道園」推進委員からお願いします。
道園推進委員	事務局と藤井委員の説明のとおりです。よろしくお願いします。
片山会長	2 番の案件を「9 番の寺本」委員にお願いします。
寺本委員	事務局の説明のとおりです。申請地の周辺は、土地もあまり良いような感じでもないなので、よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「牧」推進委員からお願いします。
牧推進委員	事務局と寺本委員の言われたとおりです。以前この土地には、宅地が建っていましたが、解体して新しく、隣の農地と一緒に家を建てられるということで、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 26 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 27 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の 11 ページをお願いします。 議案第 27 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利

用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。

賃借権設定の部 1 番から 2 番までは、農地中間管理事業になりますので、まとめて説明します。

利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。

全て転貸で設定期間は新規設定の 10 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 2 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の 12 ページをお願いします。

4 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

5 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

6 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

7 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

8 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の 13 ページをお願いします。

9 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

10 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

11 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕

	作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 議案書の 14 ページをお願いします。 使用賃借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。農地中間管理事業による転貸で設定期間は新規設定の 10 年間です。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 5 年間です。 3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻及び飼料作物で設定期間は再設定の 3 年間です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 27 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 賃貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 5 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 6 番については、「宮本」委員が関係していますので、「宮本」委員に一時退席を求めます。 (宮本委員、一時退席)

それでは、お諮りします。

6 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、6 番については、原案のとおり決定しました。

「宮本」委員に入室をお願いします。

(宮本委員、着席)

7 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、7 番については、原案のとおり決定しました。

8 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、8 番については、原案のとおり決定しました。

9 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、9 番については、原案のとおり決定しました。

10 番については、「道園」推進委員が関係していますので、「道園」推進委員に一時退席を求めます。

(道園推進委員、一時退席)

それでは、お諮りします。

10 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、10 番については、原案のとおり決定しました。

「道園」推進委員に入室をお願いします。

(道園推進委員、着席)

11 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、11 番については、原案のとおり決定しました。

使用貸借権設定の部1 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。

2 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。

3 番について、異議ありませんか。

	… 5 番、谷口委員。
谷口委員	すいません、質問です。 確認ですが、3 番の借人は、牧場の会社をされているのではないですか。
川田係長	借人の方は、3 名で会社を設立されています。今回の貸し借りは、会社ではなく、個人で借りて飼料作物を作られます。 会社を設立する前に貸し借りをしていた案件で、借りてから耕作放棄地解消事業を使って、飼料作物を植えたところです。その再設定になるので、また個人で更新した感じになります。
谷口委員	影響はないが、組織として借りるべきものではないかと思ったので。個人で借りてどうするのでしょうか。
川田係長	借人と借人の父とそのお兄さんの 3 人で経営しており、借人は新規就農者で 5 年ほど前から畜産をしたいということでされております。その時に、この場所をお借りして飼料作物を作っておられました。その後、会社を設立して経営されておりますけれども、この貸し借りについては、貸人と借人の個人間での契約期間が切れたので、今回、個人で更新しますということです。
谷口委員	わかりました。
片山会長	他にありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 28 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の 15 ページをお願いします。 議案第 28 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について。 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。 1 番から 4 番までは、同じ依頼者になるので、まとめて説明します。 申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。 現地確認の判断結果ですが、非農地と判断できると思われます。 詳細は、別紙資料 1「非農地判断 現地確認資料」により説明します。 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「湯南団地」北側の場所です。 2 ページに航空写真図を載せています。斜線部分が申請地になります。 3～4 ページには、現況写真を載せています。

	申請地は写真のとおり、森林の様相を呈しています。 ５ページに現地確認の結果を記載しています。 現地確認の調査結果ですが、雑木などが生い茂り山林化しており、農地への復元が困難であると思われます。 よって、非農地判断の判断基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 １番から４番の案件をまとめて「４番の藤井」委員をお願いします。
藤井委員	事務局から説明がありましたが、とてもじゃないほど農地に戻せるような状況ではありませんでした。山林化しておりました。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「道園」推進委員からお願いします。
道園推進委員	事務局と藤井委員の説明のとおりです。どうしようもないような場所ですので、よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第２８号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第２８号について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、議案第２８号については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。 それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。